

議案第48号

久喜市介護保険条例の一部を改正する条例

久喜市介護保険条例(平成22年久喜市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項第6号中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「25,900円」を「21,600円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「30,200円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,600円」とあるのは、「38,800円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

介護保険法施行令の改正に基づき、第1段階から第3段階までに該当する第1号被保険者の介護保険料を軽減するため、この案を提出するものであります。